

平成 25 年度 八王子市における協働事業

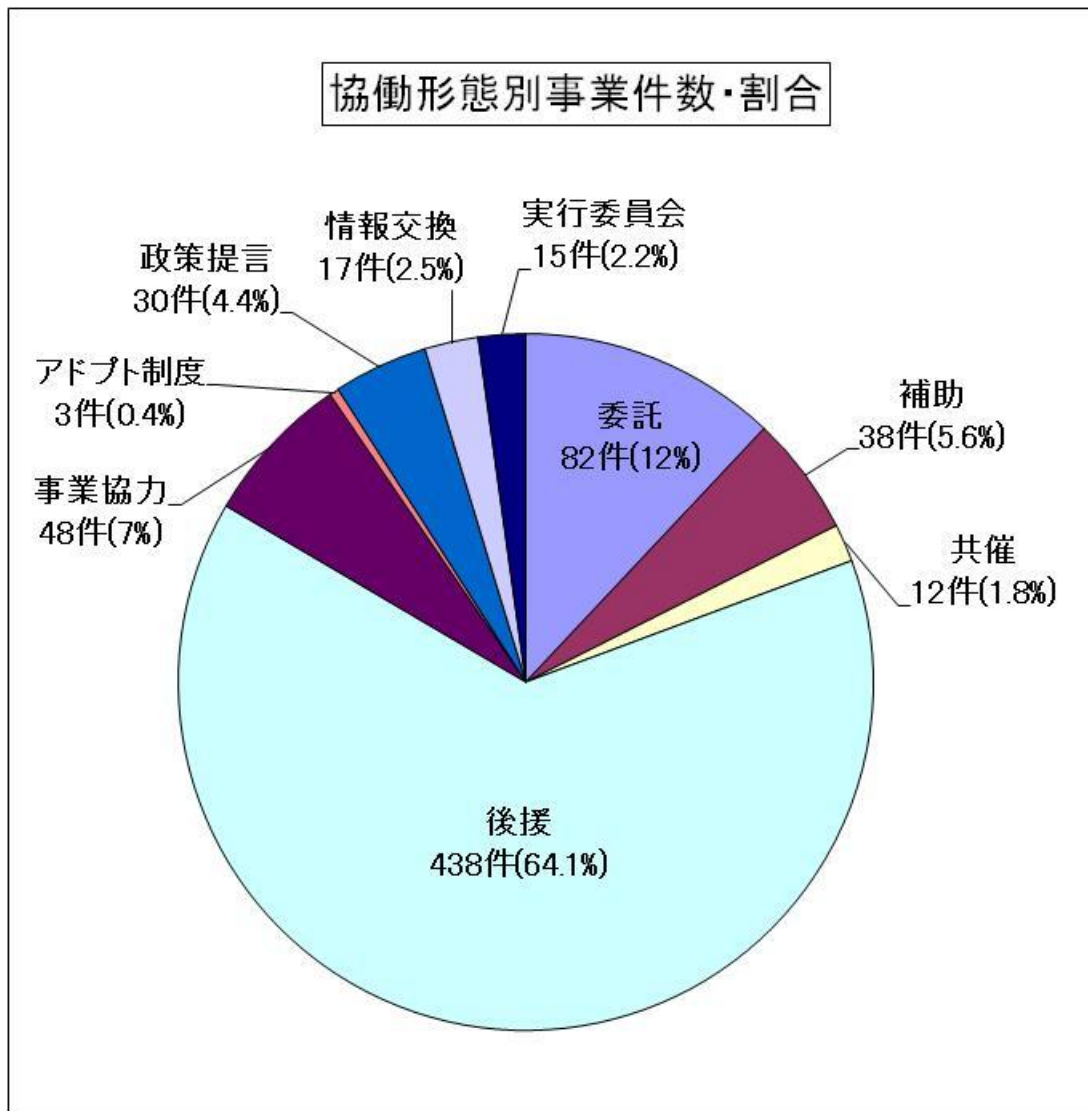
1 協働事業の状況

平成 25 年度の協働事業数は 683 件です。

区分	委託	補助	共催	後援	事業協力	アドプト制度	政策提言	情報交換	実行委員会	計
平成 25 年度	82	38	12	438	48	3	30	17	15	683

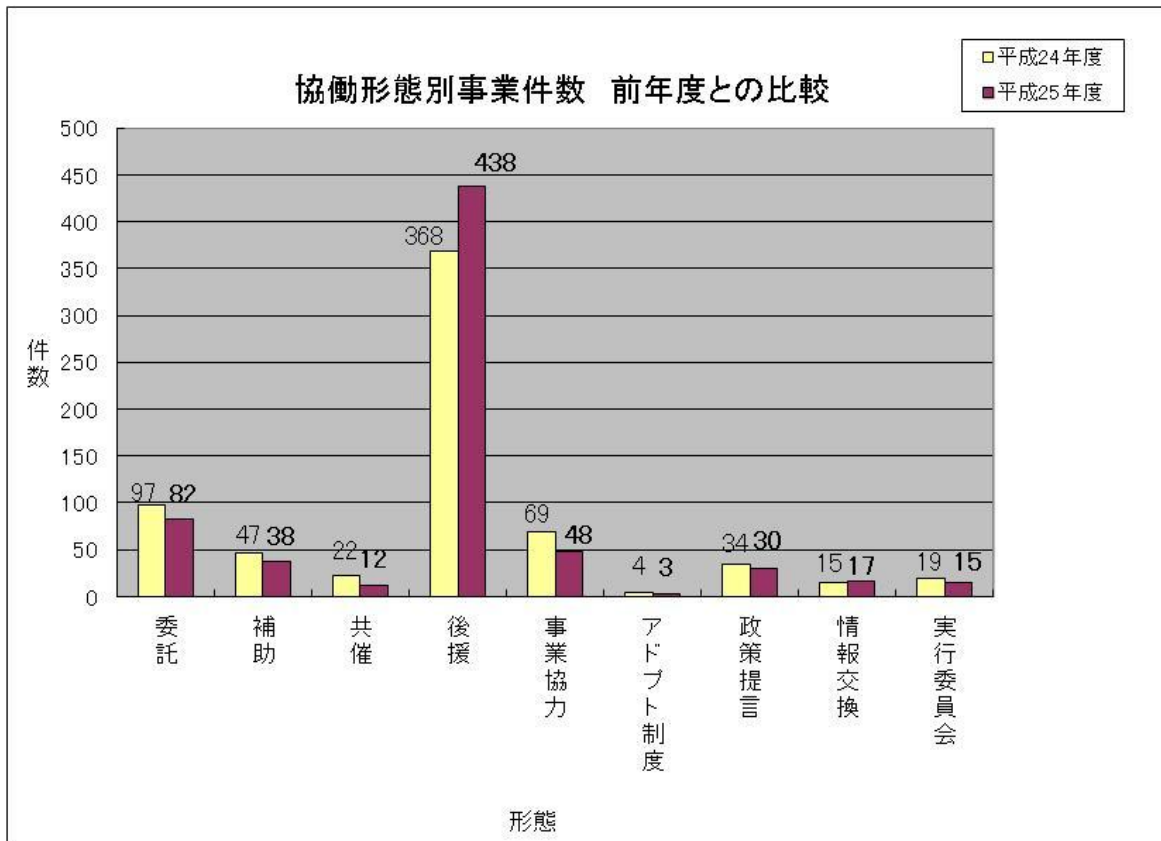
2 協働の形態別割合

形態別の事業件数の割合は次のとおりです。「後援」が最も多く（64.1%）、次に「委託」（12%）・「事業協力」（7%）の順となっています。



3 前年度との比較

形態別の事業件数の平成24年度との比較は次のとおりです。



▼ なお、本調査における用語の定義は次のとおりです。

【協働事業】

本調査における「協働事業」とは、市とパートナーが、双方の知識・技術・経験を持ち寄り、効果的に実施することで、市民の参加が期待でき、かつ市民へのサービスの質と量が向上する事業をいいます。

【パートナー】

本調査における主な「パートナー」は、以下のとおりです。

- ・ 町会・自治会
- ・ 市民活動団体（NPO・ボランティア団体など）
- ・ 大学
- ・ 企業
- ・ 個人で参画する市民 など

【協働形態】

本調査における「協働形態」とは、①委託、②補助、③共催、④後援、⑤事業協力、⑥アドプト制度、⑦政策提言、⑧情報交換（・情報提供）、⑨実行委員会の取り組み形態をいいます。

なお、①委託には、指定管理者制度における施設の管理運営を協働により行っているものを含みます。

形態	内 容	効 果
委託	市が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託する協働形態です。	パートナーが持つ特性が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。
補助	パートナーが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する協働形態です。	事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。
共催	パートナーと市が共に主催者となって事業を行う協働形態です。	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
後援	パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う協働形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。
事業協力	パートナーと市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態です。	双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることでパートナーとの深い信頼関係が構築できます。
アドプト制度	パートナーが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。	市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。
政策提言	パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。	市にはない独創性がある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれます。
情報交換・情報提供	パートナーと市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。	専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができます。
実行委員会	パートナーと市が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。	企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります。また、それを決めるために話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。